家族経営協定書

第１条（目的）

　この協定書は、甲（父）　　　　、乙（母）　　　　及び丙（後継者）　　　　が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設と法人化に向かって持続性のある農業経営を目的とする。

第２条（経営方針）

　甲、乙及び丙は今後の営農方針、資金計画、作付計画、機械施設の導入、家族経営の重要な意思決定に当たっては、お互いの十分な協議の上で決めることとする。

第３条（経営の役割分担）

　前条の経営計画に基づく具体的な行動については、主に下記の分担のとおり行うが、状況に応じて相談し、お互いに協力し合うこととする。

　　甲の役割・・・

　　乙の役割・・・

丙の役割・・・

第４条（収益分配）

　農業経営から生じる収益については、三者で十分協議してそれぞれの任務等を考慮した額が分配されるものとする。

第５条（就業条件）

1. １日の労働時間は、８時間を原則とし、農作業の繁閑により三者で協議の上延長または短縮する。
2. 休日は、三者各々につき原則として週１回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、三者で協議の上変更することができるものとする。

また、正月、盆等の休日については、三者で協議の上定めるものとする。

第６条（研修と福利厚生）

1. 各自の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。
2. 家族のリフレッシュのため、年１回は家族旅行を行う。

第７条（健康診断）

互いに健康に注意し、病気の早期発見、治療に努め、健康で明るい生活を送る為、年１回は健康診断(ドック)を受診する。

第８条（将来の経営移譲）

　甲、乙及び丙が有する経営権及び経営用資産を将来移譲するに当たっては、三者の合意に基づき行うものとする。

第９条（その他）

　この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度三者で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上、改訂を行う。

（附則）

1. この協定書は、令和　　　年　　月　　日より実施する。
2. この協定書の有効期限は、実施の日より１年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。
3. この協定書は、５通作成し、甲、乙、丙及び立会人が各１通ずつ保管する。

令和　　年　　月　　日

住所

甲（父）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（母）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（後継者）　　　　　　　　　　　　　　　印

立会人

つくば市

つくば市長　　　　　　　　　　　　　　　　印

茨城県県南農林事務所

つくば地域農業改良普及センター長

　　　　　　印